

(議事1)  
資料

## 岡山市児童福祉審議会 役職事務局案

氏名	全体会	児童処遇 専門分科会	里親 専門分科会
白 <sup>しか</sup> 下 <sup>のり</sup> 紀 <sup>こ</sup> 子		副会長	
東 <sup>とう</sup> 條 <sup>じょう</sup> 光 <sup>みつ</sup> 彦 <sup>ひに</sup>	●委員長		
直 <sup>な</sup> 島 <sup>しま</sup> 克 <sup>かつ</sup> 樹 <sup>き</sup>			
中 <sup>なか</sup> 井 <sup>い</sup> 陽 <sup>あきら</sup>			
中 <sup>なか</sup> 島 <sup>しま</sup> 洋 <sup>よう</sup> 子 <sup>こ</sup>	副委員長	●会長	
河 <sup>かわ</sup> 田 <sup>だ</sup> 一 <sup>いち</sup> 郎 <sup>ろう</sup>			
中 <sup>なか</sup> 野 <sup>の</sup> 菜 <sup>な</sup> 穂 <sup>ほ</sup> 子 <sup>こ</sup>	副委員長		●会長
則 <sup>のり</sup> 武 <sup>たけ</sup> 直 <sup>なお</sup> 美 <sup>み</sup>			
濱 <sup>はま</sup> 野 <sup>の</sup> 昌 <sup>まさ</sup> 子 <sup>こ</sup>			
宮 <sup>みや</sup> 崎 <sup>さき</sup> 正 <sup>せい</sup> 宇 <sup>う</sup>			副会長
井 <sup>いの</sup> 上 <sup>うえ</sup> 信 <sup>しん</sup> 二 <sup>じ</sup>			
西 <sup>にし</sup> 山 <sup>やま</sup> 修 <sup>おさむ</sup>			



岡保管第 807号  
令和6年6月25日

岡山市児童福祉審議会  
会長 東 條 光 彦 様

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市の乳幼児健診のあり方について（諮問）

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第7条の規定に基づき、岡山市の乳幼児健診のあり方について、貴会のご意見を伺います。

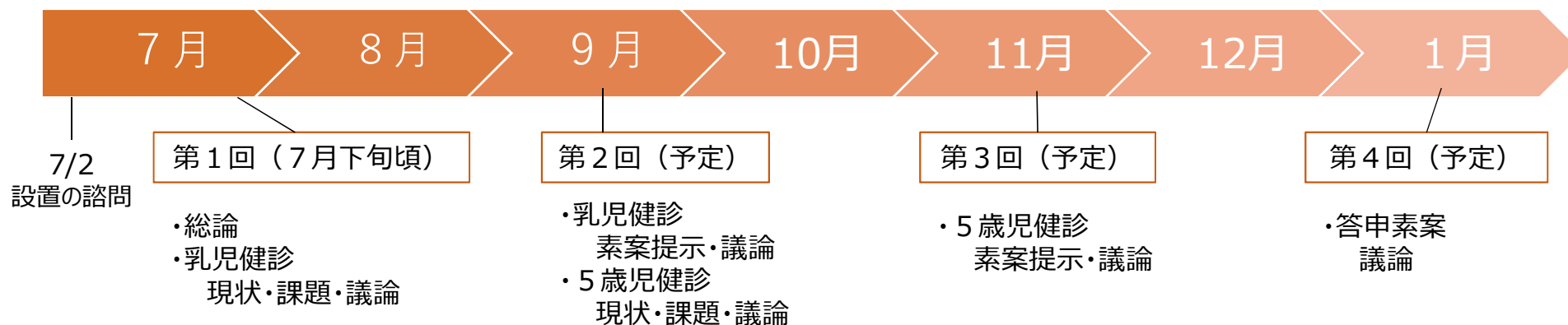
## 1. 所掌事務

母子保健に関する事項の調査審議（乳児及び5歳児の健康診査に関すること）

母子保健法（抜粋）

第7条 児童福祉法第8条第2項に規定する（中略）児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、（中略）市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

## 2. スケジュール



## 3. 構成委員

○母子保健専門分科会臨時委員 9名

学識者 2名、児童精神科医 2名、小児科医 2名、産婦人科医 1名、幼児教育・保育専門家 2名

## 4. 諮問の概要

○乳幼児健康診査のあり方について

1歳児までの乳児健康診査の時期や健診項目、5歳児健康診査の必要性等

市立施設(幼稚園・保育所)運営事業者募集/書類審査基準表(旭操幼稚園)

法人A

法人A

	審査項目	配点	事務局	委員	備考	
財務状況	施設整備に充当する資金とは別に、事業実施に必要な年間運営費の12分の1以上の資金を預貯金等で保有しているか。	◆ 12分の12以上保有 (4点)	4		(書類番号12) 様式9 整備運営資金計画書及び (書類番号13) 様式10 自己資金内訳書より ・年間運営費 117,200,000円 ・年間運営費×1/12 = 9,766,667円 ・施設整備に充当する資金とは別に保有している預貯金 預金残高 ー施設整備事業の法人資金 217,580,000円 ー 67,020,000円 = 150,560,000円 →12分の12以上	
		◆ 12分の6以上保有 (3点)				
		◆ 12分の2以上保有 (2点)				
		◆ 12分の1以上保有 (1点)				
	自己資本比率 <純資産÷資産の部合計>	◆ 直近1カ年が75%以上 (3点) ◆ 直近1カ年が50%以上75%未満 (2点)	3			(書類番号25) 様式17 財務状況チェック表より 令和4年度 93.4% →直近1カ年が75%以上
事業活動収支差額率 <事業活動資金収支差額÷事業活動収入計>	◆ 直近3カ年いずれもプラス (2点) ◆ 直近3カ年のうち2カ年がプラス (1点)	2		(書類番号25) 様式17 財務状況チェック表より 令和4年度 0.8% 令和3年度 5.8% 令和2年度 9.0% →直近3カ年いずれもプラス		
固定長期適合率 <固定資産÷(純資産+固定負債)>	◆ 直近1カ年が95%以下 (2点) ◆ 直近1カ年が100%以下 (1点)	2		(書類番号25) 様式17 財務状況チェック表より 令和4年度 93.7% →直近1カ年が95%以下		
運営状況	幼児連携型認定こども園、認定こども園、幼稚園又は認可保育所について、いずれを運営しているか。	◆ 幼児連携型認定こども園を運営 (4点)	2		(書類番号8) 様式5 運営施設一覧より <b>保育所を運営</b>	
		◆ 認定こども園を運営 (3点)				
		◆ 幼稚園が認可保育所を運営 (2点)				
	運営する認定こども園、幼稚園又は認可保育所がどこに所在するか。	◆ 同一中学校区に所在 (4点)	4			旭操幼稚園 操南中学校区 (書類番号8) 様式5 運営施設一覧より 白菊保育園 操南中学校区 →同一中学校区に所在
		◆ 岡山市内に所在 (3点)				
		◆ 岡山市内に所在 (2点)				
		◆ 岡山市外に所在 (1点)				
	教育保育内容、運営について、外部評価機関、保護者等による評価を受け、結果を公表しているか。(施設職員による評価は除く)	◆ 評価を受け結果を公表している (2点)	2			(書類番号11) 様式8 教育・保育評価実施状況より 評価：保護者アンケート 結果公表：有
		◆ 評価結果を公表していない、評価を受けていない (0点)				
		◆ 良好(要改善事項無し。軽微な指導事項を除く) (2点)				
法人監査の実施状況 (平成30年度～令和4年度のうち直近1年分)	◆ 要改善事項について改善済みまたは改善予定 (1点)	1		(書類番号9) 様式6 法人監査の実施状況より 指摘事項：あり 改善状況：改善済み		
	◆ 改善していない、監査を受けていない (0点)					
	◆ 良好(要改善事項無し。軽微な指導事項を除く) (2点)					
施設監査の実施状況 (運営している全ての園(認可保育施設、幼稚園)平成30年度～令和4年度のうち直近1年分) ※複数園を運営している場合で、施設ごとに点数が異なる場合は最低の点を採用する。	◆ 要改善事項について改善済みまたは改善予定 (1点)	1		(書類番号10) 様式7 施設監査の実施状況より 指摘事項：あり 改善状況：改善済み、改善予定		
	◆ 改善していない、監査を受けていない (0点)					
	◆ 良好(要改善事項無し。軽微な指導事項を除く) (2点)					
施設長予定者	施設長予定者が認定こども園、幼稚園又は保育所での勤務経験が豊富か。	◆ 勤務経験が10年以上 (3点)	3		(書類番号7) 前歴証明書より 保育所での勤務経験 <b>10年以上</b>	
		◆ 勤務経験が10年未満 (0点)				
	施設長予定者が保育士資格又は幼稚園教諭免許を有しているか。	◆ いずれも有している (2点)	2			(書類番号7) 資格を証明する書類より <b>保育士証、幼稚園教諭二種免許</b>
		◆ いずれか一方の資格等を有している (1点)				
		◆ いずれも有していない (0点)				
施設長予定者は、当該施設の専任か。	◆ 専任 (2点)	2		(書類番号1) 運営計画書 (12.職員)より 園長… <b>専任</b>		
	◆ 他の施設等と兼務 (0点)					
移管後の職員体制	市条例に規定された保育教諭等を常勤職員で満たしているか。	◆ すべて常勤職員で満たしている (4点)	4		(書類番号1) 運営計画書 (12.職員)より 必要な保育教諭等数③ 9人 …A 配置職員数(常勤職員) 9人 …B B/A*100 <b>100%→すべて常勤職員で満たしている</b>	
		◆ 常勤職員の割合が50%以上 (2点)				
		◆ 常勤職員の割合が50%未満 (0点)				
	加配保育士を配置するか。	◆ 常勤職員で配置する (3点)	3			(書類番号1) 運営計画書 (12.職員)より <b>常勤で配置</b>
		◆ 非常勤職員で配置する (1点) ◆ 配置しない (0点)				
養護教諭を配置するか。	◆ 常勤職員で配置する (3点)	0		(書類番号1) 運営計画書 (12.職員)より 養護教諭… <b>0名</b>		
	◆ 非常勤職員で配置する (1点)					
	◆ 看護師を配置する (1点) ◆ 看護師を配置しない (0点)					
栄養士を配置するか。	◆ 常勤職員で配置する (3点)	3		(書類番号1) 運営計画書 (12.職員)より 栄養士… <b>1名(常勤)</b>		
	◆ 非常勤職員で配置する (2点)					
	◆ 配置しない (0点)					
引継	共同教育・保育はどの程度実施するか。 ※共同教育・保育は1日3時間以上とし、6時間を上限とする。1人の職員が1日3時間共同教育・保育を実施した日を1日と数え、1日6時間実施した場合は2日と数える。3時間以上6時間未満で実施した場合は、3時間を超えた余剰時間を別日の余剰時間と合算し、3時間ごとに1日と数える。同日に複数の職員がそれぞれ3時間以上共同教育・保育を実施した場合は、その人数分を日数として数える。 例1)5時間を3日、1名で実施…5日 例2)4時間を1日、3名で実施…4日 例3)7時間を1日、1名で実施…2日	◆ 延べ150日以上 (5点)	5		(書類番号1) 運営計画書 (10.運営及び共同教育・保育の概要)より 延 <b>150日</b> 間実施	
		◆ 延べ120日以上150日未満 (3点)				
		◆ 延べ100日以上120日未満 (1点)				
合計(合計で25点未満の場合は審査から除外)			43			